

# 津市トイレトレーラー貸出運用要領

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1 この要領は、本市が保有するトイレトレーラー(以下「トレーラー」という。)を、貸出しの申請を行った津市内で活動する団体(以下「申請者」という。)へ貸し出すに当たり、必要な基準及び手続を定め、適正かつ安全で衛生的な運用を確保するとともに、災害時における出動体制を維持することを目的とし、トレーラーの貸出運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貸出し : 本市が申請者に対し、トレーラーを貸し出すこと
- (2) 訓練 : 本市の区域内で開催される防災訓練
- (3) イベント : 本市の区域内で開催される祭事、地域行事その他これらに類する催し
- (4) 貸出期間 : トレーラーの引渡しから返還までの期間(搬入、設置、撤収、清掃の期間を含む)
- (5) 運用責任者 : 申請者が指定する現場統括者
- (6) 運用従事者 : 設置補助、清掃、巡回、案内等を行う従事者

### (所管)

第3 トレーラーの貸出事務は危機管理部防災室(以下「所管課」という。)が行う。

## 第2章 貸出基準(貸出可否の判断基準)

### (貸出しの基本方針)

第4 貸出しは、トイレトレーラー運用要領第6に定める基本要件を満たす場合に行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、貸出しに必要な手続その他の事項は、この要領で定めるところによる。

### (貸出対象)

第5 訓練及びイベントにおける貸出しの対象は、次の各号のいずれかに該当する申請者とする。

- (1) 国又は県若しくは市内で活動する民間事業者、自治会、自主防災会、NPO、実行委員会
- (2) 市と共催・後援・協力関係にある団体
- (3) その他、市長が適当と認める者

### (貸出しを行わない場合)

第6 所管課は、次の各号のいずれかに該当するときは貸出しを行わない。

- (1) 設置場所が安全基準を満たさないとき(地盤不良、車両進入・転回不可、傾斜地である等、安全な運用が行えないと判断する場合等)
- (2) 申請内容に虚偽があるとき、又は過去に重大な違反があるとき
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるとき
- (4) その他市長が不相当と認めるとき

### (貸出期間)

第7 貸出期間は、原則、訓練及びイベントが開催される期間とし、最長でも5日間とする。

2 貸出期間中におけるトレーラーの運搬・設置及び撤収は、本市職員が平日の9時から16時までに行うこととする。ただし、所管課がやむを得ない事情があると認めたときは、別に指定することができる。

## 第3章 運用基準(申請者が遵守すべき条件)

### (安全管理基準)

第8 申請者は、次の各号に掲げる安全管理を実施するものとする。

- (1) トレーラーの取扱いに関して、使用前に本市の説明を受けること
- (2) 運用責任者を配置し、連絡体制を明確にすること
- (3) 設置場所の区画(三角コーン等の使用)及び利用動線を確保すること
- (4) 転倒・落下・挟まれ等の危険防止措置を講ずること
- (5) 夜間利用がある場合は、照明及び巡回体制を確保する等、防犯上必要な措置を講ずること

- (6) トレーラーの設置に伴い、必要となる道路占用許可等の手続きは申請者が行うこと
- (7) 貸出期間中は、申請者が責任をもって管理し、事故等があった場合は直ちに本市へ報告するとともに、申請者が対応すること

#### **(トレーラーをトイレとして使用する場合の条件)**

第9 申請者は、トレーラーをトイレとして使用する場合は、第8の基準のほか、次の各号に掲げる条件を遵守し、適正に使用する。

- (1) トイレを使用するために必要となるトイレトーパー、手指衛生用品及び清掃用品等の消耗品、電気料金、上下水道使用料金、し尿処理料金、清掃代等のトイレの使用に関する費用並びに本市が指定する汚水タンククリーナー購入費用は、全て申請者の負担とすること
- (2) 使用後における、し尿処理については、申請者において、本市が指定する業者に依頼を行い実施すること
- (3) 清掃については、し尿処理を行った後、申請者において、本市が指定する汚水タンククリーナーでタンク内の清掃を行うほか、室内外の清掃については、室内の床、便器、洗面台等及び屋外ステップの清掃を行い、床等に水分が残らないようにすること
- (4) トレーラーを返還する際、申請者は、所管課による立会いの下、清掃及びし尿処理の完了に係る検査を受け、所管課の承諾を得た後、返還を行うこと
- (5) 原状回復を行う費用は、全て申請者の負担とすること

#### **(禁止事項)**

第10 申請者は次の行為をしてはならない。

- (1) トレーラーの改造、貼り紙等による毀損（所管課の承認を得た場合を除く。）
- (2) 仕様外の利用、危険な利用、管理不十分な夜間放置
- (3) 第三者への転貸
- (4) 法令又は公序良俗に反する利用
- (5) その他所管課が禁止する行為

### **第4章 貸出手続**

#### **(申請)**

第11 申請者は、貸出期間の初日の2月前の日までに、所管課へトイレトレーラー貸出申請書（第1号様式）（以下、「申請書」という。）を提出する。

2 貸出しに係る申請受付は、貸出期間の初日の3月前の日から受け付けるものとする。

3 申請書には次の事項を添付する。

- (1) 事業計画書、実施要領等（日時、場所、内容、予定人数等が分かるもの）
- (2) 設置場所の地図等（レイアウト・動線の分かるもの）

#### **(貸出許可)**

第12 所管課は、申請内容を審査し、トイレトレーラー貸出通知書（第2号様式）により、貸出しの承認及び条件を通知する。

なお、貸出許可の決定にあたっては、先着順とする。

#### **(引渡し及び返還)**

第13 引渡し及び返還は、所管課の指定する日時及び場所で行う。

2 引渡し及び返還前に、申請者は使用箇所の清掃を行う。

3 引渡し及び返還時は、所管課及び申請者が立会い、外観、付属品及び稼働状況等を確認する。

#### **(変更及び中止)**

第14 申請者は、申請内容に変更が生じる場合は速やかに所管課へ届け出るものとする。

2 前項における届出は、天候その他の事情で中止する場合も同様とする。

### **第5章 費用負担**

#### **(貸出料等)**

第15 貸出料は、無料とする。

ただし、トレーラーを使用する際に必要となる消耗品、電気料金等について、一切の経費は申請者の負担とする。

#### **(損害賠償)**

第16 申請者の責めに帰すべき事由により、トレーラー又は付属品に損害が生じたときは、申請者はその損害を賠償するものとする。

### **第6章 災害時の返還及び貸出の取消等**

#### **(返還及び貸出しの停止)**

第17 本市は、災害の発生又は発生のおそれがある場合その他必要があると認める場合は、貸出期間中であつても、申請者に対し、トレーラーの返還を求めることができる。

2 申請者は、前項による返還を求められたときは、所管課の指示に従い速やかに返還しなければならない。

3 前2項により申請者に損害が生じても、本市は賠償の責めを負わない。ただし、本市の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

#### **(貸出しの取消)**

第18 所管課は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを取り消し、貸出しを停止し、又は貸出条件を変更することができる。

- (1) 申請者がこの要領又は貸出条件に違反したとき
- (2) 安全又は衛生上重大な支障が生じ、又は生じるおそれがあるとき
- (3) 申請内容に虚偽があることが判明したとき
- (4) 実際の使用が申請内容と異なり、法令違反、迷惑行為その他これらに類する行為により、公序良俗に反するおそれがあると認められるとき
- (5) その他所管課が必要と認めるとき

### **第7章 補則**

第19 この要領に定めるもののほか必要な事項は、所管課長が別に定める。